「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」提言
～浄化槽が輝く未来へ～

序　文

本懇談会は、汚水処理を取り巻く昨今の環境変化を踏まえ、今後の浄化槽の在り方に関して、学識経験者及び関係団体の参加を得て広く意見交換を行うために、平成 26 年 10 月の設置より、10 回にわたり議論を重ねてきた。

現在、全国の汚水処理人口の普及率は 89.5%となったが、未だ約 1,300 万人の汚水処理未普及人口が残されており、その早期解消に向けて、下水道や農業集落排水施設と並び立つ汚水処理サービスとして、浄化槽への期待が高まっている。しかしながら、浄化槽の新設基数は近年減少傾向で、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）から浄化槽（合併処理浄化槽）[注)] への転換も進んでおらず、加えて、新設基数を上回る既存浄化槽の基数減少がみられることから、業界関係者は将来の見通しに不透明感・不安感を抱えている。さらに、法定検査率の低迷に象徴されるとおり、関係する主体それぞれの負うべき役割が十分果たされていない面もあり、浄化槽に対する社会の信頼感は必ずしも高いとはいえない現状にある。平成 26 年度の参議院環境委員会においても、保守点検が必要以上に行われているのではないか、また、保守点検の技術上の基準（環境省関係浄化槽法施行規則第２条）が遵守されずに行われているのではないかという懸念について議論があった。

今般、本懇談会では、地方創生、成長戦略、国土強靭化等を踏まえ、今後の少子高齢・人口減少社会の中で、浄化槽と関係業界が果たし得る役割を整理し、目指すべき将来像と、それを実現するために取り組むべき対策について、提言を取りまとめた。

本提言の将来像を実現するため、今一度、浄化槽の機器開発、設計、施工、使用、維持管理、検査、指導監督にかかわるすべての関係者が、浄化槽法の理念を思い起こしてそれぞれの役割を的確に果たし、公共用水域等の水質の保全、公衆衛生の向上やよりよい国土づくり等に貢献するよう、関係者の奮起を切に期待する。

平成２８年３月　今後の浄化槽の在り方に関する懇談会　委員一同

[注)] 平成 13 年の改正浄化槽法の施行に伴い、従来の合併処理浄化槽は「浄化槽」、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」と称されるようになった。しかしながら、「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」など、従来の表現の方が理解しやすい場合もあることから、本提言では、一部「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」という表現を用いている部分がある。

１．総論

日本を取り巻く現状として、人口減少、都市への一極集中、少子高齢化、過疎地域の限界集落化、世帯人数の減少・独居高齢世帯の増加、働き手の減少（人材確保競争の激化）等が進行しており、長期の経済停滞に見舞われている。このような中で、アベノミクス等の国家戦略の下、地方創生、成長戦略(ICT 化、モノのインターネット（IoT）化、官民連携、インフラ・メンテナンス高度化等)を掲げ、経済停滞の打破を目指す一方、国民の安全・健康かつ文化的な生活の確保のため、国土強靭化、水循環基本計画、環境・生命文明社会へ向けた取組（低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築）が進められている。さらに、国連加盟国として、「国連持続可能な開発目標（SDGs)」等における更なる国際貢献が求められているところである。

汚水処理施設については、水環境保全に寄与する重要なインフラ施設であり、平成 26 年度末現在、国内の汚水処理人口普及率が約 89.5%に達した一方で、残り約 1,300 万人の汚水処理未普及人口の早期解消のため、各汚水処理施設の特性を活かした一層の普及促進が求められている。汚水処理未普及人口は、小規模自治体ほど一般に割合が高いが、人口規模では大都市圏周辺部に多い。このような中で、浄化槽の持つ以下の特性を再確認し、浄化槽と関係業界の果たしうる役割及びその役割を実現するための取組等について提言する。

浄化槽の特性

- 未普及人口が多く残る人口分散地域で、効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる。
- 個別処理のため、人口減少社会にも柔軟に対応できる。
- 微生物による浄化機能を活用し、処理性能は通常型で BOD20mg/L 以下であり、さらに放流先の地域特性に応じて窒素や燐除去型あるいは BOD5mg/L 以下の高度な処理性能を発揮する方式もある。
- 地震などの災害に強い。
- 地中に埋設するので敷地利用に支障を生じ難い。
- 省スペースで設置可能で、小型浄化槽の工期は概ね１週間程度であり投資効果の早い発現が期待できる。
- 整備前後において、各戸から排水されるという形態に変化がないことから、排水水質の向上以外の水環境の変化が小さく、河川の安定的な流量維持にも寄与する。このため、小河川や水路における生物多様性の保全にも貢献するものと考えられる。
- 地域の中小企業により設置・維持管理が行われ、雇用維持・地域活性化に貢献する。
- 様々な運営形態が存在し、地域の実情に合わせた柔軟なサービス形態をとることができる。
- 設置、維持管理、処理機能把握のための検査等を各建築物について実施しなければならないが、その適正さの確保については、住民の意思決定によるところが大きく、住民の経済的状況などにも左右される。
- 住民にとって、浄化槽サービス関係者（製造業者、設置業者、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関、市町村役場）の役割が分かりづらい。
- 生成される汚泥は、収集・運搬し、し尿処理施設等に処理を委ねる必要がある。

２．浄化槽と関係業界に期待される役割＜関係者が共有すべき将来像＞

① 持続可能で信頼される汚水処理サービスの提供主体になること

浄化槽は、少子高齢化・人口減少社会において、効率的・経済的かつ柔軟に、社会ニーズに応え続けることができる分散型インフラである。この特長を生かし、社会を支える「汚水処理サービス」の一柱として、長期にわたり安定的・効率的にサービスを提供するという役割が関係業界に期待されている。浄化槽による汚水処理サービスは、真に持続可能な循環共生型社会の実現に寄与するとともに、暮らしの質の向上に貢献するものである。こうした浄化槽の特長が、汚水処理サービスとして高い信頼性をもって持続的に活かされ、そのことが広く社会的に認知され信頼される未来が訪れるよう努力しなければならない。

(具体的に目指すべき在り方)

- 健全な水循環の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与。
- 各家庭の暮らしの質の向上、地域の生活環境の改善に係る基盤インフラとして安定的に機能。
- 資本費が低く、将来にツケを残しにくい汚水処理インフラとして、地方財政の改善に寄与。地域人口の増減や再編にも柔軟に対応。
- 設置・維持管理について、民間主体でサービスを提供する体制構築。ICT（情報通信技術）の活用により、生産性・信頼性の高いマネジメントシステムを地域ごとに構築。
- 地域の実情に合わせた多様な管理体系の提供（浄化槽管理者として、市町村、自治会、住民組織、デベロッパー、個人等多様な形態が現に存在。それぞれのニーズに合わせたサービスを積極的に提供（例えば地元業者が主体となった PFI 事業）。）。
- ICT を活用した官民連携により、施設の位置情報や管理情報を収集・管理し、水質保全と使用や維持管理時の対応についてデータを蓄積・活用することで、効率的なアセットマネジメントと、信頼性・生産性の高い維持管理サービスを安定的に提供。
- 将来的には、生活形態、世帯構成、地域の水環境の状況に柔軟に対応して、汚水の流入状況に合わせて処理機能をきめ細かに調整でき、住民の健康異常等も検出できる浄化槽技術の開発。
- 日常生活の中で環境保全効果を身近に体験できる生活・環境実感型施設として、環境の保全に対する意識の向上に寄与。
- 生産性の向上・汚水処理原価の透明化と住民にとってわかりやすいサービス体系の構築、他の汚水処理施設との料金均衡化、社会的弱者にも配慮した料金体系により、住民に理解され、持続可能な汚水処理サービスを提供。

② 災害時にも被害が最小化され、迅速に復旧できる汚水処理システムであること

国土強靭化基本計画には、避けなければならない事態として、大規模災害時にも汚水処理サービスが長期にわたって提供できないという事態が掲げられている。浄化槽は、東日本大震災では、岩手県、宮城県及び福島県において、震度６弱以上を観測した地域（津波

被害地域も含む）での全損率が約 3.8%であった等、地震等の災害に強く、個別処理であることから、施設が全損した場合も、影響範囲はその家屋にとどまるため広範囲に影響を及ぼしにくいという特性を持つ。加えて、被災時にも迅速な復旧体制を確保し、被災直後から住民からの相談に応じる体制や市町村内・都道府県内・ブロック内・全国レベルと災害規模に応じた対応が可能な相互応援体制を築くことで、被災時にも迅速に衛生環境を確保できる強靭な汚水処理システムとして、地域に安心を与えることが期待される。

（具体的に目指すべき在り方）

- 災害に強い汚水処理システムとして、汚水処理サービスが長期にわたって広範囲で提供できないという事態の防止に貢献。
- 行政との協定、関係業者における BCP（事業継続計画）の策定促進、災害時の相互応援協定等により、緊急時であっても汚水処理サービスを安定供給。定期的な訓練により地域にも周知。
- GIS（地理情報システム）機能を有する台帳システムを各自治体が整備し、緊急時には国・都道府県・市町村・関係者が必要に応じて利用できるよう措置することで、被災自治体が機能を喪失するような大規模災害時であっても状況把握・復旧活動が円滑に行える体制を確保。
- 避難所等の災害拠点においても適切な衛生環境・生活環境保全を確保。
- 応急仮設住宅等に適切な汚水処理サービスを速やかに提供。
- 平常時から地域内にし尿・浄化槽汚泥収集システムを確保しておくことで、集合処理サービスに不測の事態が起こった場合の補完機能を迅速に発揮。

③ 地域に根ざしたソーシャルサービスとして、地域の課題に地域の手で応え、地域循環ビジネスとして地域経済を支えること

浄化槽による汚水処理サービスは、地域の中小企業により設置・維持管理が行われ、住民と定期的な接点を有する、地域社会に根差したサービス業である。現在、地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつある。浄化槽業界は、このような地域社会の課題解決に向けて、行政、住民、NPO 等の様々な主体と協力してソーシャルサービスを提供できるポテンシャルを持っている。また、地域経済循環分析によると、浄化槽による汚水処理サービスは地域経済循環度が高く、地方債償還等の域外資金流出が低いという特性を有しており、地域経済の活性化に寄与するサービス業であるといえる。こうした特性を発揮することで、浄化槽業界が社会に信頼され、また、地域活性化のキープレイヤーとなることが期待される。

（具体的に目指すべき在り方）

- 見守り協定への参加、水環境保全に係る環境教育活動の積極的な実施などを通じ、福祉面を含む多様なユーザーニーズに対応するとともに、地域の絆作りにも貢献。

・ 地域の様々な主体と協力して、ソーシャルサービス・コミュニティビジネスの分野にも業務展開。
・ 中小企業に支えられるインフラ・メンテナンス産業として、地域経済に貢献。まちづくりや地域経済活性化に関する各地域のフレームワークに積極的に参画。

④ 世界市場で浄化槽が活躍し、世界共通の課題の解決に貢献すること

2015 年９月の国連総会において、ミレニアム開発目標に代わる新たな目標として、2030 年までに未処理排水の割合を半減させることや、低炭素社会の構築、資源効率向上等を盛り込んだ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。世界には膨大な汚水処理インフラ需要が存在する。日本で進化を遂げた高効率・省資源な分散型汚水処理の優れた技術力・ノウハウを活かし、また更なる技術革新や技術の現地化を通じ、浄化槽を世界の市場に供給拡大することで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の達成に貢献するとともに、浄化槽産業の成長につなげていくことが期待される。

（具体的に目指すべき在り方）

・ 技術の革新や技術の現地化を通じた多様なニーズの積極的取り込み。
・ 輸出拡大を通じ、先進国、途上国を含めた世界の公衆衛生の向上・水環境改善に貢献。
・ 高いレベルの環境保全措置が評価され、高品質の製品が評価され、必要な技術者が確保される国際的基盤の確立に貢献するとともに、信頼性の高い製品・サービスを世界市場に供給。
・ 世界規模で浄化槽の知名度・信頼性が高まることにより、国内での未普及解消にもプラスのフィードバック効果。
・ 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチに寄与（低炭素、省資源型浄化槽の技術開発、浄化槽を活用した環境教育等を通じて自然共生への理解も向上）

３．浄化槽を取り巻く現状・課題

１．で述べた通り、浄化槽は、少子高齢化・人口減少社会において、効率的・経済的かつ柔軟に、社会ニーズに応え続けることができる分散型インフラとして、多様な特長を有する。しかしながら、浄化槽の新設基数は近年減少傾向で、平成 18 年以降、総設置基数は減少の一途をたどっており、業界関係者は将来の見通しに不透明感・不安感を抱えている。さらに、法定検査率の低迷に象徴されるとおり、関係する主体それぞれの負うべき役割が十分果たされていない面もあり、浄化槽に対する社会の信頼感は必ずしも高いとはいえない現状にある。これについて、懇談会での議論を基に現状と主な課題をとりまとめると、以下のとおり。

① 浄化槽の整備状況と課題

（未普及人口の現況）

平成 26 年末現在、我が国の汚水処理人口普及率は 89.5%であり、未だに約 1,300 万人

が雑排水を処理せず公共用水域等に排出している状況である。この汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、人口５万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は 76.7%にとどまっている。浄化槽人口は約 1,124 万人で、総人口に占める割合は 8.9%と、廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年５月閣議決定）に定められた整備目標（平成 29 年度末で 12%）の達成は難しい状況になっている。

（浄化槽の新設基数は減少傾向だが、相当量の潜在市場がある）

浄化槽（合併処理浄化槽）及び単独処理浄化槽の総設置基数についてみると、平成 26 年度末現在、浄化槽は約 342 万基、単独処理浄化槽は約 423 万基、合計基数は約 765 万基である。平成 26 年度一年間の浄化槽の新設基数は約 12.1 万基であり、平成 17 年以降、新設基数は減少傾向にある（平成 17 年度当時の新設基数は約 20 万基）。総基数の増減を見ると、平成 26 年度は浄化槽が前年度から約 8.5 万基増加した一方、単独処理浄化槽は約 13.5 万基減少しており、差し引き約 5 万基の減少であった。浄化槽の設置は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換に伴うものは少なく、住宅新築・建て替え需要に大きく牽引されていることから、新設着工住宅数の減少に伴い、新設基数が減少しているものと考えられ、新設住宅市場の市場予測から見て、住宅新築等のみに頼った新設基数増はあまり期待できない。

こうした動向から、本懇談会では、浄化槽業界が 10 年後どうなるのか、消滅産業になるのでは等、将来見通しに不透明感・不安感を抱えているとの意見があった。

これについて本懇談会で検討したところ、浄化槽整備区域人口（平成 25 年度末で 13 百万人；平成 52 年（2040 年）の推計人口は 9.8 百万人）のうち、浄化槽使用人口は 6.3 百万人にとどまっており、今後、都道府県構想の見直しにより、下水道計画区域等（都道府県構想における下水道事業による整備計画区域のうち、下水道法に基づく具体的な事業計画が未策定（協議未了）の区域等をいう。平成 25 年度末の人口 7.4 百万人、うち 3.1 百万人が浄化槽人口、4.3 百万人が未普及人口。）の一部が浄化槽整備区域に変更されるであろうことも加味すると、浄化槽が汚水処理サービスの中で消滅することは考えられず、むしろ平成 52 年（2040 年）にかけて浄化槽のシェアは増加すると期待される。単独処理浄化槽約 423 万基の約４割は浄化槽整備区域に存在しており、未普及人口の早期解消の観点からも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を加速化することで、浄化槽の新設基数を今以上に伸ばしていくことが可能である。加えて、特に単独処理浄化槽については、相当数の無管理・無検査浄化槽があると推定されている。管理率・検査率を 100%に引き上げて浄化槽及び単独処理浄化槽を適正に維持管理することは、水環境の保全の観点から必須であるが、そのためには、現場作業に従事する浄化槽管理士数を現状より少なくとも５千人以上増加させることが必要との試算データ*もあり、適正管理の推進が市場の確

* 平成 26 年度浄化槽管理士に関する実態調査業務報告書（環境省　平成 27 年 3 月）

保・雇用の創出にもつながると考えられる。

(単独処理浄化槽・汲み取り便槽から浄化槽への転換は進んでおらず、さらなる対策が必要)

平成 26 年度の国庫助成制度の活用状況を分析してみると、国庫助成を活用して設置された約 7 万基の浄化槽のうち、単独転換による設置は約 1.1 万基にとどまっており、単独転換は遅々として進んでいない状況にある。単独処理浄化槽は、特に古くから都市化が進んでいる都市圏の周辺に多く、都道府県別では愛知県、千葉県、静岡県、埼玉県、群馬県がトップ５となっている。こうした都市部及びその周辺部においては、未普及人口に計上されない集合処理施設の供用済区域にも、相当数の単独処理浄化槽使用世帯が存在し、水環境への汚濁負荷源となっている。また、汲み取り便槽についても、水洗化・浄化槽への転換は期待されるほど進んでいない状況にある。本懇談会では、その背景として、

- 単独処理浄化槽使用者にとっては、既に水洗化が済んでいるため転換インセンティブが働きにくい。
- 転換に当たっての経済的な負担が大きいこと。(特に高齢化世帯)
- 下水道使用世帯や、単独処理浄化槽使用世帯に比べ、設置費用や維持管理費用の面で合併処理浄化槽使用世帯の負担感が大きく、不公平感があること。
- 各種汚水処理サービスの経費や環境負荷を比較できる情報が不足していること。
- 特に高齢者世帯において新しい生活スタイルへの抵抗感があること。
- 非常に狭い土地条件や家屋特有の問題。
- 浄化槽の特長や、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違いが知られていない等、普及啓発が不十分であること。
- 転換による具体的なメリット、動機付けが不足。

といった要因が主に指摘された。これについて検討すべき課題としては、バリアフリー・リフォーム等の暮らしの質の向上に係る取組と浄化槽の改善を組み合わせた助成制度設計や、浄化槽の資産価値向上により民間投資を誘導する取組、下水道ができるまでのつなぎではなく、地域社会にとって必要な存在であるシステムだというとらえ方の転換などが挙げられた。また、平成 12 年の浄化槽法改正による単独処理浄化槽の新設禁止から既に 15 年が経過している現状を踏まえ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を段階的に義務化する時期に来ているのではないかという意見や、浄化槽法第３条の２第１項のただし書き（下水道予定処理区域内に限り、引き続き汲み取り便槽や単独処理浄化槽の設置（現状単独処理浄化槽の新規製造はされていないため、用途変更や増改築後の継続使用が中心。）を容認する規定。）が転換の妨げになっているとの意見、単独処理浄化槽のままであれば環境負荷が大きいので環境税が高くなるといった公平な税負担の検討、小規模事業場排水に対する水質汚濁防止法上の取扱いなど関係法令と整合した制度設計、維持管理費用への補助金等の公的支援が必要という意見もあった。

(都道府県構想・生活排水処理基本計画の見直し状況、市町村によるサービス提供)

平成 26 年 1 月、農林水産省、国土交通省及び環境省が共同で、3 省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、地方自治体に対し、新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の早急な見直しを推進するよう通知した。当該マニュアルは、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すことを目的にとりまとめられたものである。平成 26 年 12 月現在、約 7 割の都道府県で都道府県構想の見直しが進められているが、財政比較、地方自治体の財政状況や人口減少、高齢化の進行を見据えての的確な見直しとなっているか、各地域での議論を注視していく必要がある。また、市町村においては、当該マニュアルの趣旨を踏まえた生活排水処理基本計画の作成・見直しが重要と考えられるが、浄化槽担当者が足りない、浄化槽に関する知見が不足している等の課題を抱えている。

これに関し、下水道と浄化槽を対立させるのでなく、住民に対する生活排水処理サービスの一形態として、市町村が責任をもってサービスを提供することが肝要であるとの意見や、首長の理解が鍵である、浄化槽に関する正しい理解が不足しているとの意見があった。また、市町村設置型浄化槽事業が広がらない理由として、地方自治体の浄化槽に関わる業務負担や担当者不足が指摘され、地方企業提案型の PFI 方式の積極的な推進を図るなど官民連携が解決策として挙げられた。この他、浄化槽の公共サービス化を進めるに当たっては、浄化槽も下水道と同様の汚水処理サービス業であるという視点で、浄化槽設置者に対しかかっている費用を見える化することが大事との意見、集合住宅や住宅団地等において老朽化した集中浄化槽の改修・部品調達需要への対応も課題であるとの意見がみられた。

② ユーザー側の視点、コミュニケーションの現状と課題

(ユーザーニーズの多様化と使用者教育等)

現在、世帯人員数の減少、敷地が狭隘なためコンパクトな浄化槽を必要とする世帯と、敷地に余裕を持ち維持管理の負担軽減を優先する世帯、運転制御などによる低炭素化の推進、高齢化社会に対応したディスポーザー需要への対応、小規模事業場などの事業用用途への活用など、浄化槽に対するユーザーニーズは多様化している。浄化槽の開発・設計・施工・維持管理のそれぞれについて、多様化するユーザーニーズに応えつつ水環境を保全するための検討が必要と考えられる。

また、使用者教育の面については、使用開始直前の、浄化槽引き渡し時・浄化槽区域への転入時の丁寧な説明による浄化槽の維持管理・法定検査受検の必要性に対する浄化槽管理者の理解の醸成、使用時の留意点に関する啓発が重要であり、浄化槽管理者講習会を定期的に実施するなどの取組を行っている地域もある。しかしながら、浄化槽管理者への説明会は、住宅メーカーや施工業者が設置者の代わりに聞いているところもあるため、説明

会のときに実際に浄化槽を使用する者に分かるようにする仕組みが必要との意見や、浄化槽は自ら選ぶ商品ではなく、新築後、転居後に既に選ばれて付いていて場所も家の隅にあるため関心がない、また、トイレなど下の問題を語らない文化の問題もあり、細かく説明を聞こうとしないという課題も指摘された。これに対し、ユーザーとの分かりやすいコミュニケーションツールを業界全体で開発して取り組む必要があるのではないか、また、現行法の仕組みは浄化槽は贅沢品という立法以前の背景の中で出来上がっており浄化槽管理者の責任が非常に重くなっているが、水質保全を担っている部分については行政の関与も必要ではないか、その中でニーズを拾い上げていくべきとの意見もあった。その他、下水道利用世帯や単独処理浄化槽利用世帯に比べ、浄化槽利用世帯は設置時や維持管理時の負担が大きく不公平感があることへの対応、高齢化社会に対応した維持管理、独居高齢世帯や生活保護世帯など社会的弱者に配慮したサービス体系の構築などが課題として指摘された。

（保守点検回数に関する議論と課題）

保守点検回数について、環境省関係浄化槽法施行規則の規定ぶりが不必要な点検や形骸化した点検を招き、使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの議論があった（詳細は別添「保守点検回数を巡る議論の中間とりまとめ（平成 27 年８月）」参照）。これについては、「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」という浄化槽法の法目的に照らせば、保守点検回数について、水環境保全等の観点から、最少回数以上行うべきとする規定は、環境法令として一般的であると考えられた。また、通常の使用状態において必要な規則第６条第２項に基づく保守点検回数は、小型合併浄化槽の場合、全国的に年間３～４回としているところが多く、その理由についても妥当であると考えられた。

他方、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に１回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見については、保守点検の頻度の増加に応じて費用負担が増大するという事実は認められなかったものの、使用者等の意見の把握が大きな課題である。このため、環境省において、各地の消費生活センターや自治体等を通じ、苦情の現状を含め、使用者等の意見を把握するための調査を実施することが必要との意見が出された。

また、各地域の保守点検回数及びその内訳の妥当性は基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、使用者への丁寧な説明が重要である。これに加え、地域の水環境保全という観点で必要にして十分な保守点検が行われるよう、自治体においても、使用者等の理解を得られるように各地域の保守点検回数の位置付けについて整理しておく必要があると考えられた。

加えて、維持管理の信頼性向上、使用者等の負担軽減の観点から、関係者が連携して、

効果的・効率的な維持管理体制の構築を目指すことが重要であり、環境省は、優良事例の収集とその指導普及、電子化された浄化槽台帳システム整備支援を通じた関係者間の連携の促進などに努めるべき、との意見が取りまとめられたところ。

（小規模事業場等に設置される浄化槽に関する課題）

水質汚濁防止法の特定施設であっても、めん類製造業等一定の小規模事業場（平均日排水量 50 ㎥/日未満）からの排水については、平成 12 年 3 月 31 日付け建設省通知「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」及び同日付け厚生省通知「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」において、浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障がない旨周知されている。また、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の店舗や、総床面積が 420 ㎡未満のファーストフード、ファミリーレストラン等、特定施設に該当しない事業場からの排水は雑排水として取り扱われ、浄化槽での処理が行われているが、一般家庭からの雑排水より負荷が高いものとなっている。

特に、近年、コンビニエンスストアにおいては、揚げ物やおでん等のファーストフードの提供が一般化したことでその廃液による負荷が増加している上、トイレの一般開放によりし尿流入量が増加している状況にある。2000 年の「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」改定後に発行された「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2002 年版」により、こうしたコンビニエンスストアについては人槽算定時に百貨店用途を適用するよう配慮が必要である旨特記事項に追記されているが、本懇談会において、委員より、当該算定基準改定後に新設された施設についても引き続き放流水の水質が基準値を超える事例が多いとの指摘がなされたところ。現在環境省において実態を調査中であるが、委員提出データによると、グリストラップの大きさ等の付帯設備の状況、調理排水や飲食物の残さの取扱いなどの使用方法の違いが、放流水水質に大きく影響していると考えられる。このため、今後設置される浄化槽の設計指針に係る検討、及び、現に使用中の施設に係る使用方法や維持管理方法に係る検討が必要との意見があった。

③ 浄化槽行政の現状と課題

（自治体の現状）

浄化槽行政に携わる地方自治体（都道府県・保健所設置市・特別区）職員は、平成 27 年 3 月末時点で専任者数 208 名、兼任者数 2,312 名となっている。水質汚濁防止法において、生活排水処理施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施は市町村の責務と位置付けられているが、その市町村においては、頻繁かつ広範囲な人事異動により専門性を有する職員を育成するのが難しく、昨今の厳しい財政事情から職員数の確保も困難な状況である。こうした行政の担当者不足、専門知識の不足が、市町村設置型浄化槽事業の実施自治体数が増加しない要因とも指摘されている。浄化槽行政に関して環境省が実施している地方自治体向けの研修は、水環境に関する研修

コース（１週間）の一環で行われているが、２コマに限られており、ブロック会議等を通じた情報提供や関係機関による研修もあるものの、研修その他の人材育成の充実を求める意見が多い状況にある。また、地方分権の流れの中、都道府県から市町村への権限移譲は今後とも進むと考えられるが、一つの都道府県の中でも浄化槽行政に温度差がでてきている、都道府県の役割が分かりにくくなっており都道府県行政への浄化槽行政の固有事務化が必要ではないか、都道府県と市町村の間で台帳などの情報の共有が困難なケースがみられる、人口減少を踏まえれば市町村で責任を持ってやっていける人材を維持するのは困難であり人材の集中が必要ではないか、汚水処理行政の一元化が望ましいのではないか、などの課題が指摘されている。

（検査受検率、採水員制度に係る議論）

指定検査機関は、平成 27 年 3 月末時点で全国 65 法人、検査員数 1,280 人であり、法定検査の受検率は合併処理浄化槽で 57.1%、単独処理浄化槽で 23.3%と低迷している。検査率を 100%に上げるためには、単純計算で一人一日約 24 基検査を実施しなければならない計算となり、現状で必要な人数に対して検査員数は全国ベースでは十分とは言えない状況にある。受検率向上のため、行政の関与と、不適正浄化槽への指導監督の徹底、市町村設置型事業の推進により浄化槽管理責任を公共に持たせる等の対応が必要との意見があった。

また、効率化検査については、浄化槽の信頼性確保の観点から、処理水の BOD 測定の導入が求められた中、BOD 測定を導入した上での法定検査の効率化を目的に導入が進み、平成 27 年 3 月末時点で 29 の都道府県で実施されている。その多くで採用されている指定採水員制度をめぐっては、BOD 測定の導入による信頼性の向上を図った上で、検査を効率的かつ円滑に実施する一つの手段としての指定採水員制度は有用であること、行政指導の実を上げるためには指定採水員制度など民間活力を用いる等の手法を取り入れて、早急に受検率を引き上げ浄化槽の信頼性を確保する必要があるとの意見があった。一方、指定採水員制度においては、法定検査員が現場に行かず、保守点検業者が自ら保守点検を行っている浄化槽を採水してくる場合があり、信頼される検査手法として課題があることから、指定採水員制度には暫定期間を設け法定検査の目的が果たせるよう廃止すべきとの意見や、第三者からの疑義が生じないよう再度検討が必要との意見もあった。

さらに、受検率の向上のためには受検者のメリットを高める必要があり、検査結果から浄化槽の調整や補修が必要と認められた場合、速やかに改善できる仕組みを地域で構築することが必要であるとの意見もあった。

（指定検査機関を核とした情報集積・活用）

浄化槽の正しい情報を把握するためには指定検査機関を最大限活用する必要があり、その際、個人情報の取扱いについての課題を解決していく必要があるとの意見があった。水

環境の保全、地域の技術力・対応力向上に寄与する取り組みとして、現在既に、設置情報や維持管理情報（保守点検・清掃の記録と法定検査の指導記録）を、ICT を用いて指定検査機関に集約することにより、維持管理上の措置が放流水質にどのように影響したか、また、機種ごとに特徴的な留意事項は何かなどの情報・データが指定検査機関を核として蓄積されている事例が紹介された。

④ 浄化槽業界の現状と課題

（浄化槽業界を取り巻く現状の概観）

浄化槽の設置・維持管理に携わる企業は、ほとんどが中小企業であり、事業規模が小さく、経営は縮小傾向にあり、情報化に乗り遅れている、営業範囲が空間的にも業種的にも狭いとの指摘があり、技術力・経営力の面等で多くの課題を抱えている。また、災害に対応した協定の締結や業界における業務継続計画の策定は、ごく一部の地域にとどまっており、緊急時にも必要最低限のサービスを提供するための体制が整っているとはいえない状況にある。

しかしながら、地域の中小企業が地域のインフラサービスを支えているという点は、今後の地域活性化・コミュニティビジネス化を考えれば、これからの時代に適合する長所といえる。成長戦略の中では、インフラ・メンテナンス産業の高度化が課題とされているが、浄化槽産業もインフラ・メンテナンス産業として、技術革新、資本・労働の質的拡大を通じた生産性の向上を図っていくことが求められている。

（浄化槽製造業）

現在（一社）浄化槽システム協会の正会員として加盟している製造業者は 19 社。出荷基数は年々減少傾向で、新設住宅の着工と連動している。型式認定・登録・機能保証の制度面、人槽算定基準等の規格・基準面の課題を指摘する意見があった。

（浄化槽工事業）

浄化槽工事業数は平成 27 年 3 月末時点で 29,400 社であり、その大半は中小企業で構成されていると考えられる。

浄化槽法に基づき、浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。また、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならないと規定されている。浄化槽は管理者（所有者）が機種を選べない場合もあり、一度設置すれば簡単に取り替えることのできない、何十年と使う商品であるから、浄化槽設備士が、施工だけでなく、浄化槽がその用途に合ったものか、正しく選定されているか配慮する必要があるとの意見があった。また、浄化槽の竣工検査に、浄化槽設備士及び浄化槽管理士が立ち会うべきとの意見、指定検査機関の立ち合いを求めている自治体があるとの事例紹介があった。

（保守点検・清掃業）

保守点検業者数は平成 27 年 3 月末時点で 12,634 社、清掃業者数は 5,256 社である。概ね中小企業で構成されており、地域密着型の産業といえる。特に、保守点検業者の大半は零細企業であると言われ、個人経営の企業も多いと考えられる（総務省の平成 24 年度経済センサスによると、集計対象となった保守点検 1,038 社の平均従業員数は約 11 名/事業所、清掃業者 1,088 社の平均従業員数は約 14 名／事業所。）。

浄化槽管理士をはじめとする技術者・従業者の人員不足、高齢化（平成 25 年度末で登録浄化槽管理士の平均年齢は 49.5 歳(27,636 人)、免状取得者の平均年齢は 54.7 歳(76,767 人)）があり、人材確保、技術継承、技術研鑽が課題となっている。

概観で述べた通り業界が抱える課題は多いが、孤独死を防ぐために地域の見守り協定に参画している事例や、災害時の対応に関して行政と協定を結んで対応体制を整備している事例、緊急時の業務継続計画を策定している事例、環境教育等を通じて地域の環境保全に貢献している事例、NPO 等と連携した普及啓発・地域貢献活動の実施など、ソーシャルサービス分野での取り組み事例も多くみられ、地域社会への貢献・信頼度の向上や、関連業種への業務展開が行われつつある。

⑤ 技術開発の現状と課題

有機性排水処理技術としての生物膜法が浄化槽において確立されて以降、年々改良が加えられ、浄化槽の処理機能は他の汚水処理施設と比べても遜色のない水準にまで技術的に進歩してきた。今後は、持続的発展が可能な社会の構築、使用者等の負担の軽減等に関する更なる技術開発が課題との意見がみられた。また、生活排水の排出特性に合わせた調節機能、ICT を活用した機器の異常・利用者の異変の検知機能等、モノのインターネット（IoT）化時代に合わせた技術開発の可能性についても意見があった。

また、③で述べた通り、保守点検・清掃・検査データベースの構築が既に一部で始まっており、情報解析工学を活用して、ビッグデータを製造者・設置者への行動支援に活用していくことも必要である。

⑥ 浄化槽の連携体制の現状と課題

③で述べた通り、そもそも行政（国・都道府県・市町村）の役割が分かりにくいため、行政間及び、それをベースとした浄化槽業界との連携は、地域により大きな温度差があるのが現状である。浄化槽法の遵守を徹底し、浄化槽による汚水処理サービスが地域の信頼を得るためには、行政（都道府県、市町村、指定検査機関）及び浄化槽業界（製造業、工事業、保守点検・清掃業）の連携が不可欠であり、その前提としては、③で述べたような、設置や維持管理の情報を有機的に共有することができるシステムを構築することが必要であるが、その場合はやはり個人情報の取扱いに留意が必要である。

４．浄化槽が輝く未来へ（果たし得る役割を実現するために必要な取組）

【各役割を実現するために求められる具体的な取組】

① 持続可能で信頼される汚水処理サービスの提供主体になるための取組

浄化槽は、少子高齢化・人口減少社会において、効率的・経済的かつ柔軟に、社会ニーズに応え続けることができる分散型インフラである。この特長を生かし、地域社会を支える「汚水処理サービス」の一柱として、長期にわたり安定的・効率的に高い信頼性を持ったサービスを提供するという役割を果たすため、以下の取り組みが必要と考えられる。

- 地域の浄化槽による汚水処理サービスの提供については、汚水処理整備の構想及び維持管理状況の第 3 者的チェック機能として重要な役割を持つ法定検査の浄化槽法上の責任を担う都道府県が行政としてのイニシアチブを執るべきであり、環境省は、都道府県が浄化槽法に基づく適正な措置を講じていくためのサポート役として法令や指針の整備、技術的助言等の検討に努めていかなくてはならない。
- 下水道と一体となった公平感ある汚水処理サービスが可能な制度として、市町村設置型事業など公共サービスとしての浄化槽事業を推進する。本事業の推進に当たっては、市町村の浄化槽担当者不足、専門知識の不足が、事業実施自治体数が増加しない要因となっていることを踏まえ、地元企業提案型 PFI 方式等により、浄化槽業界が現に保有するマンパワー・ノウハウを生かしたサービスの提供に取り組む。併せて、地方自治法の諸規定を活用した事業広域化を推進する。
- 具体的には、SPC（特別目的会社）の浄化槽法上及び廃棄物処理法上の位置づけ・責任範囲の明確化や、効率的なアセットマネジメントのための台帳情報の整備・活用・関係者間の情報共有について、制度的対応を含めて検討を行う。また PFI の推進に当たっては、BTO 方式（民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。）だけでなく、BOO 方式（地方公共団体の委託又は承認の下、民設民営で汚水処理サービスを住民に提供する事業方式。）の事業可能性についても検討する。
- 事業運営の透明性・効率性向上のため、市町村設置型浄化槽事業の事業計画策定・経営に係るガイドラインの策定、設置・維持管理コストに係る情報の集積・活用・開示を進める。（上下水道の経営・維持管理サービス指標に相当する浄化槽サービス指標の開発、データの整備）
- 社会的弱者に配慮したサービス提供のグッドプラクティスを収集・情報共有する。
- 人材確保・人材育成、技術研鑽・継承、ICT 化や業種間連携等を通じて生産性・技術力向上を継続的に図るための仕組み作りを推進する。
- 維持管理の信頼性向上、使用者等の負担軽減の観点から、関係者が連携して、効果的・

効率的な維持管理体制の構築を目指す。また、電子化された浄化槽台帳システム整備支援(個人情報保護に関する取組の推進を含む。)を通じ、関係者間の連携を促進する。

- 現状の社会ニーズ・今後想定される社会形態（モノのインターネット（IoT）化、地域構造の変化、空き家利活用の増加等）を踏まえた技術開発を推進する。
- ユーザーサービス及び顧客満足度の向上のため、管理をきちんと行うことで負担が軽減される仕組みの導入、使用実態に応じた柔軟な対応（独居高齢世帯等)、ライフサイクルを通じた保守用部品の確保策等について検討する。
- 浄化槽の適正な使用方法・管理に係るユーザー教育を推進する。
- 浄化槽の処理機能に影響を及ぼすおそれのある生活用品等（入浴剤、排管洗浄剤、トイレに流せる生活用品等）への対応を検討する。
- 浄化槽の小規模未規制事業場排水（有機性排水）に対する適用促進策について検討する。

② 災害時にも被害が最小化され、迅速に復旧できる汚水処理システムであるための取組

国土強靭化基本計画には、避けなければならない事態として、大規模災害時にも汚水処理システムが長期にわたって提供できないという事態が掲げられている。浄化槽は、東日本大震災では、岩手県、宮城県及び福島県において、震度６弱以上を観測した地域（津波被害地域も含む）での全損率が約３．８％であった等、地震等の災害に強く、個別処理であることから、施設が仮に全損した場合も影響範囲はその家屋にとどまるため広範囲に影響を及ぼしにくいという特性を持つ。

下水道においては、各事業体や関連産業における BCP の策定が進んでおり、都道府県レベル、ブロックレベル、全国レベルでの相互応援ルールも策定され、各市町村における台帳整備と相まって、被災時の迅速な被害状況の把握と復旧体制の構築を可能としている。浄化槽業界においても、下水道と同等の基幹的汚水処理システムとしての気概を持ち、強靭な汚水処理サービスとして地域に安心を与えるため、以下の取組が必要と考えられる。

- 被災時にも迅速な復旧体制を確保し、被災直後から住民からの相談に応じる体制や市町村内・都道府県内・ブロック内・全国レベルと災害規模に応じた対応が可能な相互応援体制を構築する。
- 具体的には、市町村レベル・都道府県レベルでの自治体との災害協定の締結、被災直後からの役割・対応を想定した具体的 BCP の策定（企業レベル、業界レベル)、都道府県域を超える広域応援のルール作りを進める。
- GIS 化された台帳システムの整備推進、緊急時の情報共有・活用ルールの整備を進める。

③ 地域に根ざしたソーシャルサービスとして、地域の課題に地域の手で応え、地域循環ビジネスとして地域経済を支えるための取組

浄化槽による汚水処理は、地域の中小企業により設置・維持管理が行われ、住民と定期的な接点を有する、地域社会に根差したサービス業である。地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつある。浄化槽業界が、地域社会に信頼され、また、地域活性化のキープレイヤーとなるためには、このような地域社会の課題解決に向けて、行政、住民、NPO 等の様々な主体と協力してソーシャルサービスを提供することが重要であり、例えば以下のような取組が必要である。

- まちづくり・地域づくりに積極的に参画（出前講座や地域興し）する。
- 他分野のソーシャルサービスとの連携、業務拡張について検討する。
- 業界組織率の向上に努める。
- ICT 化や業種間連携等を通じ、生産性・信頼性向上に向けた取組を推進する。

④ 世界市場で浄化槽が活躍し、世界共通の課題の解決に貢献するための取組

2015 年 9 月の国連総会において、ミレニアム開発目標に代わる新たな目標として、2030 年までに未処理排水の割合を半減させることや、低炭素社会の構築、資源効率向上等を盛り込んだ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。世界には膨大な汚水処理インフラ需要が存在する。日本で進化を遂げた高効率・省資源な分散型汚水処理の優れた技術力・ノウハウを活かし、国際貢献と浄化槽産業の成長という Win-Win の関係を築くことが求められており、以下の取組が必要である。

- し尿処理分野に係る日本の経験の共有のため、政策対話等の機会を通じて積極的な情報発信を行う。
- 国際標準化に向けた取組を推進する。
- 海外からの研修生の受け入れや人材交流を通じた国際貢献（メンテナンス産業を含む）を行う。
- 行政、メーカー、維持管理業者が連携したパッケージでの海外展開を推進する。
- 訪日外国人に対して、浄化槽についての情報発信や理解度の推進を図る。

【特に喫緊に検討すべき基盤的・横断的取組】

⑤ 浄化槽普及戦略の検討

浄化槽普及戦略の検討として、以下の取組が必要である。

- 生活排水処理計画の見直しを行おうとする自治体に対し、調査事業の実施や浄化槽コンシェルジュ（専門家）派遣などにより計画策定を支援、３省マニュアルに沿った汚水処理構想見直しを加速化させる。
- 人口動態を踏まえた将来推計の実施と、実現性ある目標作り、単独転換の推進を優先した助成制度設計を検討する。また、単独転換の推進のため、PDCA サイクルを導入した単独転換ロードマップを策定する。

- 下水道と並び立つ汚水処理サービスとしての浄化槽の社会的認知を高め、地方創生や国土強靱化にも寄与する浄化槽のイメージアップ・浄化槽を有する住宅の資産価値向上を図るための広報戦略を策定する。
- 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽が同一視されている現状を転換させ、住宅市場で「浄化槽付き住宅は売りにくい」とひとくくりに言わせないよう、単独処理浄化槽の問題点（水質面、公衆衛生面）について調査・広報し、合併処理浄化槽と対比して、昔と今の浄化槽は全然違うという点をアピール。加えて、集合処理区域に残る単独処理浄化槽は、健全な水循環の形成にも集合処理事業の経営安定性にも脅威であり、浄化槽区域・集合処理区域共通の課題として、自治体全域において、集合処理を含めた汚水処理担当部局と環境部局が連携した単独処理浄化槽対策を推進する。
- 合併処理浄化槽使用者の抱える不公平感の解消が必要である。具体的には、市町村設置型浄化槽事業の活用等を通じ、汚水処理サービスとして公平感のある浄化槽事業を展開する。加えて、単独処理浄化槽使用者のフリーライダー化を許さない、合併処理浄化槽使用者と同等以上の指導強化を推進する。
- 資金調達の多様化、民間活力（資金、技術力、営業力）の導入について検討する。
- 空き家バンクや古民家再生等の地域づくりとのコラボレーション、リフォーム等他産業との連携を推進する。
- 地域ネットワークを活かしたビジネス展開、空き家活用、まちづくり、地域活性化に係る NPO 等との対話を推進する。
- コミュニティ・プラント、小規模集合処理事業、デベロッパー提供型集合処理＋浄化槽など、現状、浄化槽で提供されている多様な汚水処理サービスの扱いについても検討する。

⑥ 浄化槽システムの信頼性の向上

浄化槽システムへの信頼性を向上するため、以下の取組が必要である。

- 維持管理の信頼性向上、使用者等の負担軽減の観点から、関係者が連携して、効果的・効率的な維持管理体制の構築を目指すことが重要であり、環境省は、優良事例の収集とその指導普及、電子化された浄化槽台帳システム整備支援を通じた関係者間の連携の促進などに努めるべき。
- 単独処理浄化槽を含め、無管理・無検査への対応強化（不公平感の解消）が必要。そのための基盤として、浄化槽台帳システムの整備推進、関係者間の役割分担・情報共有の在り方や個人情報の取扱いに係る整理を進める。
- 水循環基本法を生かし、流域レベルの健全な水循環の構築に参画するとともに、生活排水・汚泥処理に関する行政間の一層の連携強化を進める。
- 浄化槽関係業務のイメージアップに向けた取組を行う。
- 各地の消費生活センターや自治体等を通じ、苦情の現状を含め、使用者等の意見を把

握するための調査を実施する。

- 各地域の保守点検回数及びその内訳の妥当性は基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、使用者への丁寧な説明が重要である。これに加え、地域の水環境保全という観点で必要にして十分な保守点検が行われるよう、自治体においても、使用者等の理解を得られるように各地域の保守点検回数の位置付けについて整理が必要である。
- ユーザーニーズの多様化を踏まえ、使用用途に応じた適切な浄化槽の設計・設置・維持管理手法の検討を行う。特に、コンビニエンスストアに設置される浄化槽については、過去、社会問題として取り上げられた事例もあり、本懇談会でも問題点の指摘があったことから、環境省は、実態を調査し、建築基準法を所管する国交省と連携しながら、解決に向けた取組みを進めていく必要がある。

以上

別添１

「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」の設置について

１．目的

現在、全国の汚水処理人口の普及率は 88.9%（平成 26 年３月末時点）となったが、浄化槽の果たす役割は一層大きくなってきている。一方で、人口減少や高齢化、厳しい地方財政等、自治体における汚水処理を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、合併処理浄化槽への転換、効率的な維持管理、整備区域の見直し、助成制度の在り方など、浄化槽の一層の普及のために解決すべき課題は山積している。

こうした状況を踏まえ、今後の浄化槽の在り方に関して、学識経験者及び関係団体の参加を得て、広く意見交換を行うため、「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

２．委員等構成

（１）懇談会の委員等の構成は別紙のとおりとする。

（２）懇談会は、必要があると認めるときには、委員を追加することができる。

（３）座長は委員の互選により選任する。

３．主な検討事項

（１）新たな時代の浄化槽整備方策

（２）効果的な都道府県構想見直しの促進方法

（３）単独処理浄化槽からの転換の支援策

（４）維持・管理の向上

（５）その他懇談会として議論すべきと合意した事項

４．懇談会の進め方

議論に必要な情報、分析作業の進捗状況を踏まえつつ、平成２６年度内に今後の浄化槽の在り方に関する課題と方向性の取りまとめを目指し、概ね１～２ヶ月に１回程度開催する予定。

５．事務局等

会議は環境省の監理の下、会議の事務局は公益財団法人日本環境整備教育センターにおいて処理する。

６．その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、懇談会が定める。

別紙

今後の浄化槽の在り方に関する懇談会　委員名簿

石井　昭雄	一般社団法人全国浄化槽団体連合会常務理事・事務局長
伊与　　亨	北里大学医療衛生学部健康科学科公衆衛生学研究室講師
小川　　浩	常葉大学社会環境学部教授
河村　清史	元埼玉大学大学院理工学研究科教授
木曽　祥秋	豊橋技術科学大学　名誉教授
佐藤　　佑	一般社団法人日本環境保全協会副会長
高橋　静雄	一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会会長
仁木　圭三	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
八田　富夫	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会顧問
眞柄　泰基（座長）	北海道大学公共政策学研究センター研究員
牧野　好晃	全国環境整備事業協同組合連合会浄化槽部会長
村岡　　基	株式会社極東技工コンサルタント代表取締役社長
横矢　重中	一般社団法人浄化槽システム協会専務理事
吉野　邦治	全国浄化槽推進市町村協議会事務局長

（五十音順）

別添２

保守点検回数を巡る議論の中間取りまとめ

平成２７年８月
今後の浄化槽の在り方に関する懇談会

昨今改めて浄化槽の役割が見直されており、今後の重要性が注目される関連技術の発展、住民ニーズの多様化等浄化槽を取り巻く社会・経済情勢の変化等を踏まえ、維持管理の在り方も問われている。その際、浄化槽法の法目的に鑑み、浄化槽の適正な維持管理を通じ、水環境の保全を図る必要がある。また、住民の信頼性の確保、住民ニーズに対する公正かつ的確な対応という視点も重要である。

保守点検回数に関して、これまでの「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」議論を以下のとおり整理し、取りまとめた。

（前提）

- 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚令第 17 号。以下「規則」という。）第６条第２項の規定については、「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」という浄化槽法の法目的に照らして妥当であるかが重要である。
- 他方、その運用に当たっては、浄化槽の維持管理に対する信頼性の確保のため、過剰な（不必要な）保守点検やいい加減な保守点検が行われているのではないかとの懸念が生じないよう、住民ニーズに対して公正かつ的確な対応を行うことも重要である。
- 規則第６条第２項では、浄化槽法の法目的の下、保守点検回数を、「通常の使用状態において、表に掲げる期間ごとに１回以上」と定めている。（具体的には、「分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式であって、処理対象人員が 20 人以下の浄化槽（以下、「小型合併浄化槽」という。）」の場合、４ヶ月に１回以上。）
- また、規則第６条第４項では、「駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前３項の規定にかかわらず、必要に応じて行う」旨を規定している。

（規則第６条第２項の規定ぶりに関する議論）

- 規則第６条第２項では、水環境保全を図るために最少限度行わなければならない回数を定める観点から、「通常の使用状態において、４ヶ月に１回以上（小型合併浄化槽の場合）」としており、通常の使用状態において３回を上回る回数行うことが許容されている（別紙１参照）。
- また、これとは別に、規則第６条第４項は、規則第６条第２項の規定にかかわらず、ブロワ、消毒剤等について必要に応じて保守点検を行うものと規定している

（別紙１参照）。

- このうち、規則第６条第２項の規定を、保守点検回数は「通常の使用状態において、表に掲げる期間ごとに１回（20 人以下の浄化槽年３回）。ただし、通常の使用状態でない場合は、その限りでない。」と改正すべきとの意見があった。他方、通常の使用状態であっても、地域の自然的社会的条件や個々の浄化槽の状況を踏まえ、小型合併浄化槽に対して４ヶ月に１回を超える保守点検を行うことにより、より水環境の保全が図られるとの意見、また、水環境保全の観点から注意を払うべき浄化槽が存在するとの意見も出され、関連する水質データも提出された。
- 生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とする浄化槽法の下での規則第６条第２項の規定ぶりの妥当性（「以上」の扱い）と、各地域の保守点検回数の妥当性は別の議論。
- 懇談会での議論を踏まえると、個々の浄化槽の使用状態や地域の自然的社会的条件に応じ、水環境保全を図るために、通常の使用状態において小型合併浄化槽の保守点検を３回を上回る回数行うことが必要な場合の存在は否定できない。
- また、「通常の使用状態」を具体的に定義すべきとの意見もあったが、他方、提案されている定義では、日本全国の浄化槽のうち何パーセントがその範囲に入るかというとその割合は高くないとの意見や、回数を決めるとすると通常の使用状態であることを確認する必要があるが、通常の使用状態はかなり変動があるので、回数を決めるのは困難ではないかとの意見もあった。
- 性能評価試験は、建築基準法の「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資する」という法目的の下、規則第６条第２項の最少回数の保守点検が実施されるとの前提において、浄化槽の性能を確認する目的で行われているもの。他方、規則第６条第２項については、浄化槽法の水環境保全という法目的の下、浄化槽の機能が実環境で正常に発揮されることを担保するための規制の一つとして保守点検回数の規定を設けており、規定の趣旨が異なっている。

（点検回数の実態と住民負担への懸念について）

- 環境省のアンケート調査によると、小型合併浄化槽の年間の保守点検回数は、３回が 30%～36%、４回が 34%～38%、６回が 17%～18%、12 回が 10%という状況である（別紙２及び別紙３参照）。ここで年間３回を超えて保守点検を行っている理由としては、主に季節変動、臭気対応、消毒剤・機器類の定期点検、不具合への早期対応との回答が多く見られた。
- 小型合併浄化槽に対して年間６回、12 回といった保守点検を実施している業者についても、規則第６条第２項に基づく網羅的な保守点検回数は年間３～４回とする回答が見られ、懇談会でも、年間の保守点検のうち、規則第６条第２項に基づく点検は年間４回で、残り８回は規則第６条第４項に基づくものと整理している事例紹介が委員からあった。また、それぞれが同じ保守点検に位置付けられていることで混乱が生じていることから、表現を明確に分けるべきではないかという意見もあった。
- 小型合併浄化槽の法定検査における適正率については、保守点検回数が平均３～５回の地域で不適正率が 10%を超えるところが散見されたが、保守点検回数が３

回でも適正率、受検率ともに高い地域も見られる。（別紙４参照）

- 他方、小型合併浄化槽に対して年間保守点検回数３回で十分な水質保全を確保するためには、指定検査機関や清掃業者との連携（合計年５回）が重要との意見もあった。
- 小型合併浄化槽に対して年間 12 回の保守点検を行うことについては、水環境保全・維持管理の信頼性の向上に資するものであり、点検回数が多いからといって維持管理コストが上がるというものではない、また、最低限以上の回数を行うことについては、契約の中で料金の話をしていくもの、との意見もあった。
- 一方、消毒剤の補充やブロワ等の点検を理由にした高頻度な保守点検については、最近の消毒剤の改良や浄化槽の技術開発の動向から見て必要ないとの意見があった。
- コスト面での過大な負担、保守点検の形骸化については、環境省が保守点検業者等を対象に実施した調査の範囲ではそのような事実は得られていないが（別紙５～別紙７参照）、使用者側からの意見が調査されていないなど、十分な判断材料が得られていない部分は否定できない。
- 平成 18 年 5 月 17 日付け環境省浄化槽対策室長通知（別紙８参照）でも示されたとおり、各地域の保守点検回数の必要性と作業内容については基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、必要にして十分な保守点検が行われるよう、使用者への丁寧な説明が重要である。

（議論を踏まえた懇談会としての取りまとめ）

これらの議論に対する懇談会としての取りまとめは以下のとおり。

- 「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」という浄化槽法の法目的に照らせば、保守点検回数について、水環境保全等の観点から、最少回数以上行うべきとする規定は、環境法令として一般的である。
- 通常の使用状態において必要な、規則第６条第２項に基づく保守点検回数は、小型合併浄化槽の場合、全国的に年間３～４回としているところが多く、その理由についても妥当と考えられる。
- 他方、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に１回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見については、保守点検の頻度の増加に応じて費用負担が増大するという事実は認められなかったものの、使用者等の意見の把握が大きな課題である。このため、環境省において、各地の消費生活センターや自治体等を通じ、苦情の現状を含め、使用者等の意見を把握するための調査を実施することが必要ではないか。
- 各地域の保守点検回数及びその内訳の妥当性は基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、使用者への丁寧な説明が重要である。これに加え、地域の水環境保全という観点で必要にして十分な保守点検が行われるよう、自治体においても、使用者等の理解を得られるように各地域の保守点検回数の位置付けについて整理しておく必要がある。

- 維持管理の信頼性向上、使用者等の負担軽減の観点から、関係者が連携して、効果的・効率的な維持管理体制の構築を目指すことが重要であり、環境省は、優良事例の収集とその指導普及、電子化された浄化槽台帳システム整備支援を通じた関係者間の連携の促進などに努めるべき。

以上

別紙１

関係法規抜粋

○　浄化槽法第 10 条（浄化槽管理者の義務）

➢　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつて、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

○　環境省関連浄化槽施行規則　第６条（保守点検の回数の特例）

➢**（第１項）**　みなし浄化槽に関する法第 10 条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一　処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二　処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三　処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	一　処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二　処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三　処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月
備考　この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(尿)尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ三三〇二)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

➢**（第２項）**　浄化槽に関する法第 10 条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一　処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二　処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三　一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考　この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(尿)尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ三三〇二)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

➢**（第３項）**　環境大臣が定める浄化槽については、前２項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

➢**（第４項）**　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前３項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

別紙２

年間保守点検回数の分布（環境省アンケート調査結果より）

【表__合併処理浄化槽（5 人槽）の保守点検回数分布】

保守点検回数（回/年）	H26.11調査		H27.4調査	
	件数	割合	件数	割合
1	1	0.1%	0	0.0%
2	0	0.0%	0	0.0%
3	253	36.3%	243	30.3%
4	237	34.0%	304	37.9%
5	7	1.0%	23	2.9%
6	123	17.6%	134	16.7%
7	0	0.0%	0	0.0%
8	1	0.1%	5	0.6%
9	1	0.1%	8	1.0%
10	2	0.3%	1	0.1%
11	5	0.7%	6	0.7%
12	67	9.6%	78	9.7%
13	0	0.0%	1	0.1%
合計	697	100.0%	803	100.0%

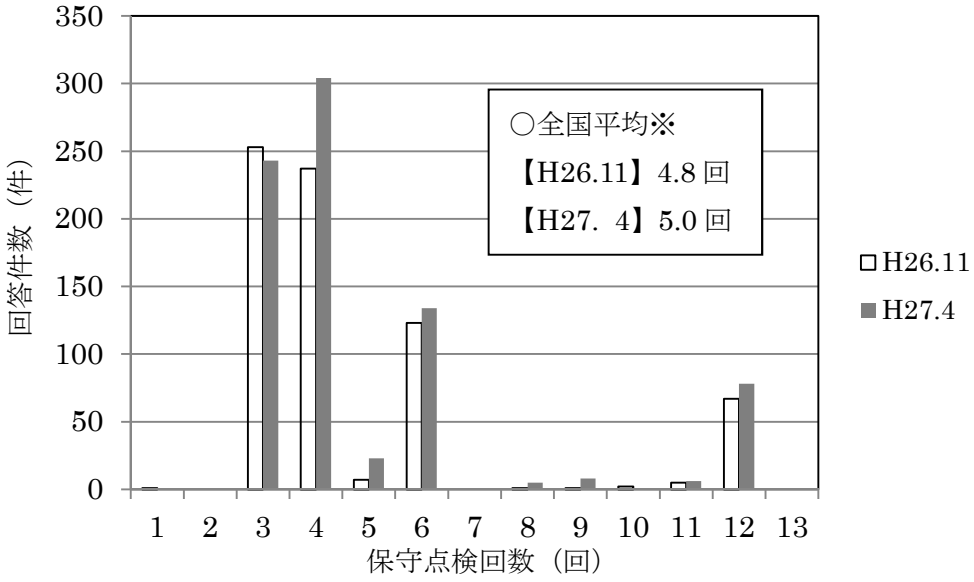

【図__合併処理浄化槽（5 人槽）の保守点検回数分布】

※都道府県別平均値の平均ではなく、全アンケート回答者の平均値として算出

別紙３

都道府県別年間保守点検回数（平均値、最少値、最大値）

【表＿各調査時における合併処理浄化槽（５人槽）の保守点検回数】

都道府県	保守点検回数					
	H26.11調査			H27.4調査		
	平均(回)	最少(回)	最大(回)	平均(回)	最少(回)	最大(回)
北海道	3.1	3.0	4.0	3.9	3.0	6.0
青森県	3.6	3.0	6.0	3.4	3.0	5.0
岩手県	3.9	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
宮城県	10.2	3.0	12.0	9.6	3.0	12.0
秋田県	3.3	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
山形県	3.4	3.0	4.0	3.0	3.0	3.0
福島県	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
茨城県	3.5	3.0	4.0	3.7	3.0	5.0
栃木県	3.7	3.0	4.0	3.7	3.0	4.0
群馬県	3.4	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
埼玉県	3.7	3.0	4.0	3.8	3.0	5.0
千葉県	3.7	3.0	4.0	3.8	3.0	4.0
東京都	3.7	3.0	4.0	4.2	3.0	12.0
神奈川県	3.8	3.0	4.0	4.4	2.5	13.0
新潟県	3.2	3.0	3.5	4.3	3.0	6.0
富山県	3.8	3.0	4.0	4.7	4.0	6.0
石川県	4.7	3.0	6.0	4.8	3.5	12.0
福井県	5.7	4.0	12.0	3.0	2.9	3.0
山梨県	4.0	4.0	4.0	－	－	－
長野県	3.5	3.0	4.5	4.5	4.0	6.0
岐阜県	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
静岡県	3.7	3.0	4.0	3.7	3.0	4.0
愛知県	3.3	3.0	4.0	－	－	－
三重県	3.3	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
滋賀県	3.1	3.0	4.0	3.2	3.0	4.0
京都府	3.3	3.0	4.0	－	－	－
大阪府	4.7	4.0	6.0	4.0	4.0	4.0
兵庫県	4.0	3.0	12.0	3.5	3.0	4.0
奈良県	3.2	3.0	4.0	3.5	3.0	4.0
和歌山県	4.1	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
鳥取県	4.0	4.0	4.0	3.8	3.0	4.0
島根県	4.1	3.0	6.0	4.0	3.0	6.0
岡山県	12.0	12.0	12.0	－	－	－
広島県	3.5	3.0	6.0	3.5	3.0	6.0
山口県	7.0	3.0	12.0	5.7	3.0	12.0
徳島県	4.1	3.0	6.0	4.1	3.0	6.0
香川県	3.2	3.0	4.0	3.3	3.0	4.0
愛媛県	5.7	4.0	6.0	5.6	3.0	6.0
高知県	3.9	3.0	5.0	3.8	3.0	6.0
福岡県	8.1	3.0	12.0	8.7	3.0	12.0
佐賀県	3.8	3.0	6.0	3.4	3.0	6.0
長崎県	3.7	3.0	4.0	4.6	3.5	6.0
熊本県	7.9	2.5	12.0	8.7	5.0	12.0
大分県	6.6	3.0	12.0	6.4	3.0	12.0
宮崎県	5.0	1.0	12.0	5.1	3.0	9.0
鹿児島県	9.2	6.0	12.0	9.0	3.0	12.0
沖縄県	3.5	3.0	4.0	3.3	3.0	4.0
全国平均	4.5	3.3	6.1	4.4	3.1	6.4

別紙４

合併処理浄化槽（５人槽）の保守点検回数と適正率

【表＿都道府県別保守点検回数と適正率の関係】

都道府県	保守点検回数(回)	適正率(%)
北海道	3.1	73.4
青森県	3.6	76.9
岩手県	3.9	72.2
宮城県	10.2	78.7
秋田県	3.3	85.0
山形県	3.4	61.9
福島県	4.0	68.2
茨城県	3.5	73.5
栃木県	3.7	93.9
群馬県	3.4	41.4
埼玉県	3.7	49.4
千葉県	3.7	65.4
東京都	3.7	81.0
神奈川県	3.8	78.4
新潟県	3.2	87.6
富山県	3.8	91.8

都道府県	保守点検回数(回)	適正率(%)
石川県	4.7	86.9
福井県	5.7	70.9
山梨県	4.0	71.9
長野県	3.5	54.6
岐阜県	3.0	94.9
静岡県	3.7	72.6
愛知県	3.3	68.7
三重県	3.3	65.7
滋賀県	3.1	58.6
京都府	3.3	82.0
大阪府	4.7	83.8
兵庫県	4.0	34.0
奈良県	3.2	88.0
和歌山県	4.1	83.6
鳥取県	4.0	80.2
島根県	4.1	76.6

都道府県	保守点検回数(回)	適正率(%)
岡山県	12.0	75.3
広島県	3.5	61.5
山口県	7.0	87.6
徳島県	4.1	44.2
香川県	3.2	83.1
愛媛県	5.7	86.7
高知県	3.9	55.8
福岡県	8.1	73.2
佐賀県	3.8	78.4
長崎県	3.7	56.7
熊本県	7.9	85.9
大分県	6.6	81.6
宮崎県	5.0	33.7
鹿児島県	9.2	93.3
沖縄県	3.5	54.9
全国平均	4.5	72.4

※保守点検回数は H26.11 環境省実施「維持管理アンケート」による

※適正率は環境省実施の「平成 26 年度浄化槽行政組織等調査」による

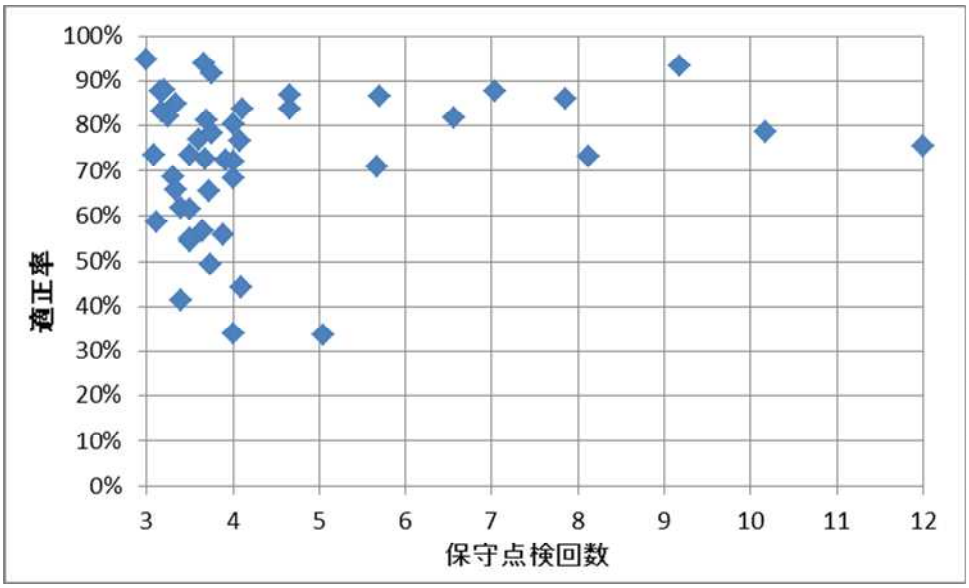

【図＿保守点検回数と適正率の分布】

別紙５

年間保守点検回数と維持管理費用

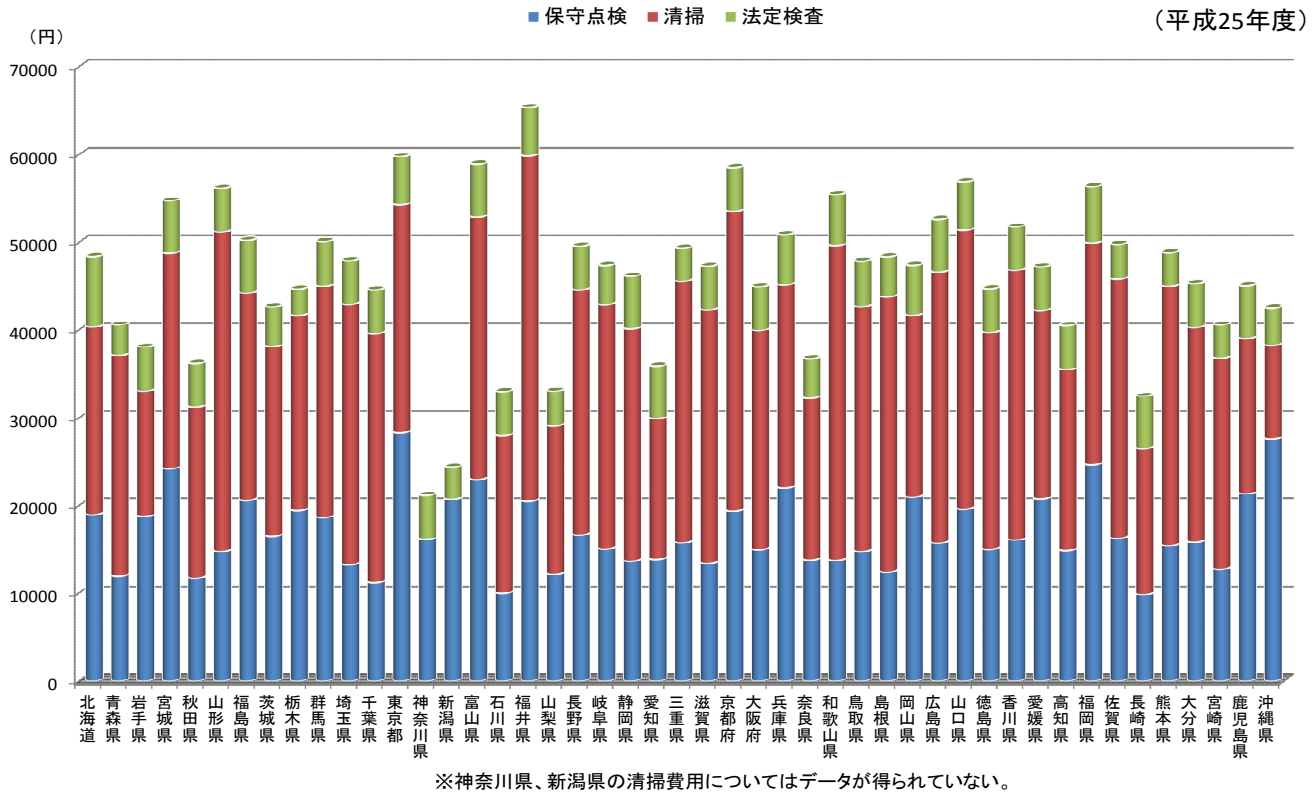

※神奈川県、新潟県の清掃費用についてはデータが得られていない。

【図１＿都道府県別平均年間維持管理費用（合併処理浄化槽５人槽）】

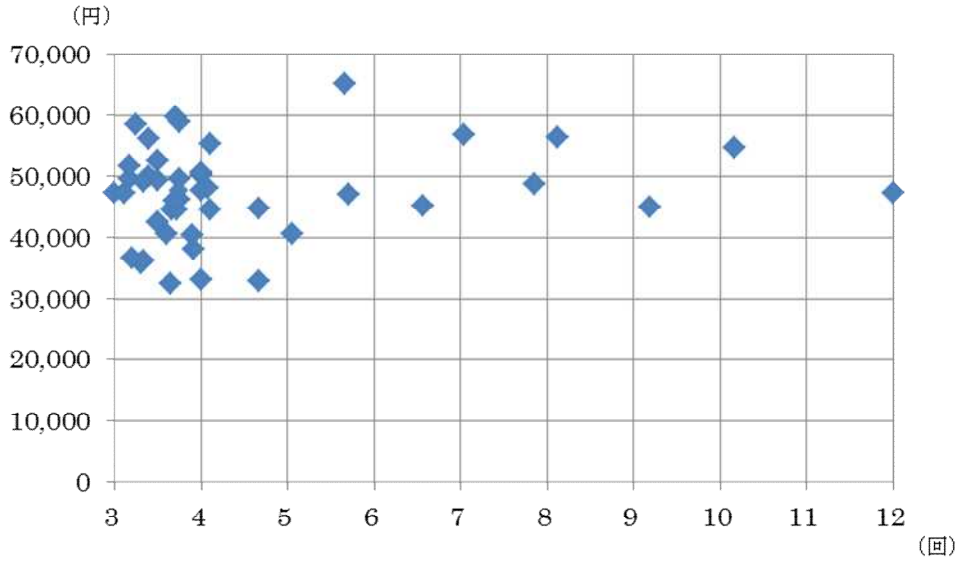

【図２＿保守点検回数別の維持管理費用分布】

【表＿合併処理浄化槽（５人槽）の維持管理費用】

	保守点検	清掃	法定検査
全国（平均）	16,931 円	25,223 円	5,066 円
全国（最大）	28,292 円	39,346 円	8,000 円
全国（最少）	9,792 円	10,667 円	3,000 円

別紙６

保守点検業者における保守点検の回数の考え方

年間保守点検回数が３回の場合

○　状態の変動に合わせて点検するためには年４回が妥当と考えるが、使用者の要望により最低回数で実施。

○　浄化槽法上の規定をもとに、水質や汚泥の発生等の槽内状況により柔軟に対応。

○　低所得者の要望等で年３回の点検をしているが、水質の保持が難しいことも事実。

○　年３回の点検で水質は十分保持できるが、浄化槽の信頼性向上や良好な水質を得るため、オンラインで情報を共有し、経時的な維持管理を行うことが重要。

○　年３回の点検が必要であるとの説明後、季節変動に合わせて管理する場合は年４回が適当であることを伝えた上、住民が選択する。

○　最低点検回数とし、その他確認の必要がある場合や異常連絡を顧客より受けた場合等は、その都度確認を行う。

年間保守点検回数が３回より多く、４回以下の場合

○　年３回では水質維持が困難。次回まで４ヶ月おくのは機器が故障した場合の対応が難しい。

○　毎日使用していることや汚泥状況、散気状況等を考えると年 12 回あるいは年６回が妥当だと思われるが、浄化槽法の規定により使用者の理解を得られるのはせいぜい年４回である。

○　浄化槽は生物処理のため季節変動が大きく、春夏秋冬年４回としている（下記参照)。

➢　水温の季節変動（春秋）前後に点検するのを必須とし、夏冬に間隔を調整すると年４回が最適。

➢　ブロワーの取扱説明書で「フィルター清掃を３ヶ月毎行う」とされている。

○　浄化槽のコンパクト化が進み、小さく複雑になりつつある中で、処理設備を維持していくには年４回が最低限必要。

○　消毒剤の状態と汚泥の堆積状況を確認するため。また、お客様から年４回以上の点検の要望があるため。

○　担当地域が高温多湿で雨も多いため、薬剤が持たない。

年間保守点検回数が４回より多く、９回以下の場合

○　負荷量に合わせた設定を維持でき、ブロワー停止や消毒剤切れの影響を管理できる間隔。

○　技術上の基準をもとに、消毒剤の保有日数や浄化槽構造上起こりうる不具合を勘案し、それに対応できる点検回数を自社にて設定。

○　合併は単独に比べて構造が複雑になっており、トラブルの発生が多い。また年６回の点検でも消毒剤が消失しているケースが数%の割合で発生している。

○　「法定点検」の年３回を最低回数とし、その他目視点検を主とした「通常点検」に区別し、戸別の流入状況等に合わせ、３つのプラン（３回、６回、９回）から管理者が選択している。

○　浄化槽はそもそも運転管理によって浄化性能が上がるといった設備ではなく、いかに性能を維持するかが重要な要素である。よって長時間の点検を年間少数よりも、各種トラブルの早期発見

やこまめな設定変更等のために年間多数の点検を行うほうが望ましいと考えている。もちろん契約上のコスト面においてお客様との合意があってのことだが、純粋に維持管理という観点で述べるのならば前述とおりと考える。年 365 日休みなく稼働している設備なので、多回数訪問によっていかに早期に変化対応するかが重要である。法律上の年３回以上という下限値設定は、そもそも汚水処理というサービスに対し、下限値を設けないと誰も点検しなくなる、守らなくなるといった性質からコストとの兼ね合いをふまえて折り合いをつけた最低限回数ではないかと思っている。つまり３回がベストという考え方ではなく、コストとの兼ね合いを考慮しても最低限それ以上は必要という解釈と考えている。

○　２か月に１回点検していると、浄化槽内の季節的な変化を感じやすく、槽内のトラブルにも対処しやすい。

○　年６回点検しているが、近年は超コンパクト型が多く、容量が小さく点検作業が複雑化しているため、水質維持には定期的な点検が必要。また、点検回数が問題視されているが、４月に１回以上の「以上」は、民間企業におけるサービス提供の範疇を広げ、もって公共用水域の保全向上を担うものであると考える。

年間保守点検回数が 12 回の場合

○　浄化槽管理者や使用者が安心して使用できる回数（最低月１回）を設定。浄化槽の機能を大きく左右させる消毒剤の有無、ブロワーの稼働の正常、異常、汚泥の堆積状況については特に毎回確認している。

○　季節の変わり目、雨の前後の臭気、配管関係の詰りによる満水に対応するため。目詰まりや満水等を考慮すると年 12 回以上行く家が多い。

○　消毒剤切れやブロワーの不具合でお客様が困らないよう、また、浄化槽の異常を直ちに改善し報告することで、お客様要望も考慮した毎月点検を設定している。

○　例えば今日の点検で異常がなかったとしても、翌日に何らかの不具合が生じると、年３回では約 120 日悪い水が流れることになる。いくら１回の点検時間を長くしても、日々の水質等の監視はできず、本来水を守る目的からは離れる。常に状態の良い浄化槽であっても、良いか悪いかは行ってみないとわからず、点検回数を減らすのは監視回数を減らすことにもなる。最近の浄化槽は小型化し、容量に余裕がない分監視頻度も多くしないと不安である。浄化槽の保守点検回数については年３回以上とあり、この以上は必要なので、適正な放流水を得るために年間を通じた維持管理体制を検討していくべき。

別紙７

保守点検回数と所要時間

調査対象：合併処理浄化槽５人槽

出　典　：平成 27 年４月環境省実施　維持管理追加アンケート

有効回答：803 社（※図２の部分的保守点検回数については 84 社のみ回答）

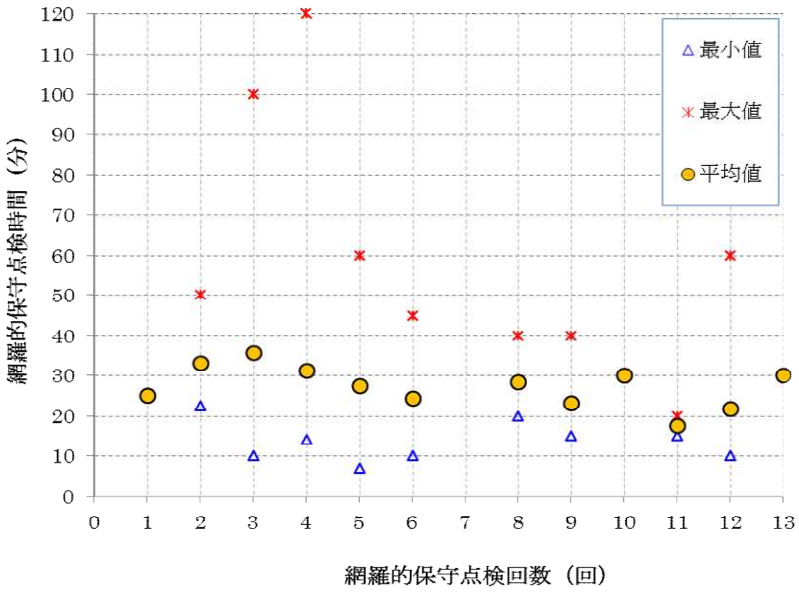

【図１＿網羅的保守点検回数と網羅的保守点検時間の散布図】

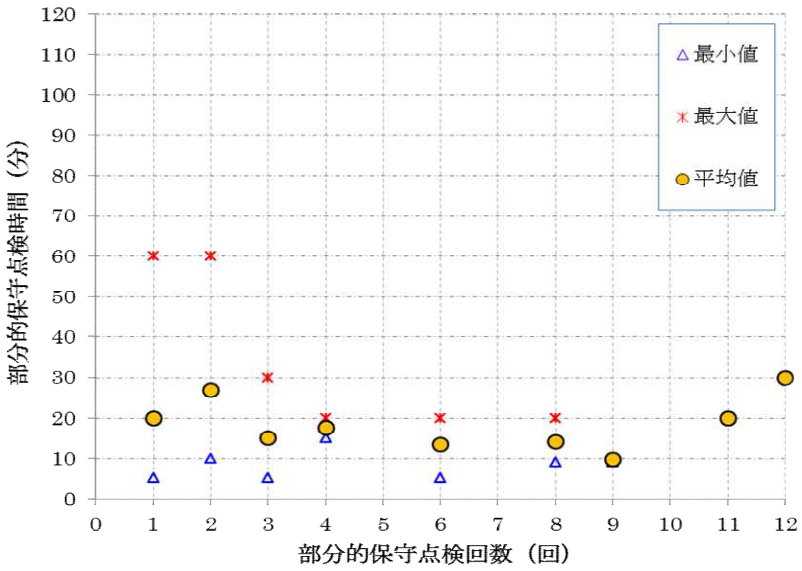

【図２＿部分的保守点検回数と部分的保守点検時間の散布図】

【表＿所要時間の取りまとめ】

	所要時間（分）		
	年間	網羅的	部分的
全国（平均）	30.5	30.9	17.8
全国（最短）	7.0	7.0	5.0
全国（最長）	120.0	120.0	60.0

別紙８

平成 18 年室長通知抜粋

○　「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」（平成 18 年 5 月 17 日付け浄化槽推進室長通知）（抜粋）

第１　浄化槽の維持管理に係る業務の在り方
２　経済効率性の向上
（１）保守点検

必要にして十分な保守点検が行われているかどうかが重要であるが、使用者等から見てわかりにくいとの意見があることから、保守点検業者等においては説明に努めるべきであるなどとされたこと。

これによれば、必要にして十分な保守点検が行われるべく使用者等の理解を得られるように、保守点検の技術上の基準を踏まえつつ、作業の必要性、内容、料金等を詳細に説明することが望ましいと考えられること。

他方、例えば、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に１回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に１回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられること。

○（別添）「平成 17 年度第 14 回専門委員会までの議論の整理」（抜粋）

１　浄化槽の維持管理に係る業務の在り方
（２）経済効率性の向上
ア　保守点検

○　浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする保守点検については、環境省関係浄化槽法施行規則（ 以下「省令」という。）第６ 条第２ 項において、通常の使用状態において、処理方式や浄化槽の種類ごとに定められる期間ごとに１ 回以上行うこととされており、また、同条第４ 項において、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、同条第２ 項の規定にかかわらず、必要に応じて行うこととされている。

○　保守点検の業務については、必要にして十分な保守点検が行われているかどうかが重要であるが、使用者等から見てわかりにくいとの意見がある。

○　省令第６ 条第２ 項の定められる期間ごとに１ 回以上という保守点検回数の規定については、複雑な規定を設けるのではなく、標準的な回数を規定するとともに、様々な場合を網羅的に規定することは極めて困難であることから、「以上」という語を用いてカバーするとの趣旨であったと考えられる。

○　また、この規定により定められる回数については、現在のところ、直ちに見直すべき根拠は見当たらず、事実上、浄化槽に関する国土交通大臣の認定や全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録における前提として取り扱われている背景もある。

○　したがって、保守点検業者においては、これらの趣旨を踏まえて、必要にして十分な保守点検が行われるべく使用者等の理解を得られるように保守点検の技術上の基準を踏まえた説明に努めるとともに、他方、例えば、通常の使用状態において、定められた期間中に１ 回を超えて保守点検を行う場合などには、その必要性と作業内容を詳細に説明すべきである。